

国内旅行傷害保険のご案内

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

契約タイプ

2017年9月1日
以降始期用

包括契約用

2017年7月作成

国内旅行中の事故によるケガや手荷物の盗難・破損等様々な危険を補償します。

国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約等をセットすることができます。(保険証券等には国内旅行総合保険と表示される場合があります。)

①～⑤傷害

- ①死亡保険金
- ②後遺障害保険金
- ③入院保険金
- ④手術保険金
- ⑤通院保険金



旅館で転倒し、ケガをした

⑥賠償責任保険金

展示品を壊してしまった



国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

示談交渉
できない場合

- 相手方が、東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合
- 被保険者(保険の対象となる方)に 損害賠償責任がない場合等

⑦携行品損害保険金



ビデオカメラを落として破損

- ※携行品の紛失、置き忘れによる損害(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)については保険金をお支払いできません。
- ※損害額は時価額または修繕費の低い方をいい、携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等または通貨等は合計で5万円)が損害額の限度となります。
- ※1回の事故ごとに免責金額(自己負担額)3,000円をお客様にご負担いただけます。

⑧救援者費用等保険金



ケガがもとで継続して
14日以上入院し、看護のために
親族が現地に向かった

<保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、後記「国内旅行傷害保険のご説明」をご確認ください。>

ご契約タイプ一覧表 (保険金額*とお支払いいただく保険料)

ご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)はご出発の当日を含めて数えます。たとえば、「10月1日より10月7日までの旅行」の保険期間(保険のご契約期間)は「7日まで」となります。
- 次の場合には、他の保険契約等*1と合算して死亡・後遺障害保険金額が1,000万円を超える契約はできません。

- ・被保険者(保険の対象となる方)の年齢が保険始期日時時点で満15歳未満の場合
- ・被保険者の同意がない場合(ご加入者=被保険者の場合を除きます。)
- *1この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

保険期間 (ご旅行期間)	日帰り・2日(1泊2日)まで			4日(3泊4日)まで			7日(6泊7日)まで			14日(13泊14日)まで		1ヶ月まで	
	A1	A2	A3	B1	B2	B3	C1	C2	C3	D1	D2	E1	E2
①死亡・後遺障害 保険金額	500万円	850万円	1,000万円	500万円	800万円	1,000万円	295万円	518万円	1,000万円	845万円	1,000万円	850万円	1,000万円
②後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払します。												
③入院保険金日額	3,000円	6,500円	15,000円	2,500円	6,000円	10,000円	1,500円	3,000円	6,500円	7,500円	11,000円	8,700円	11,000円
④手術保険金	入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術は入院保険金日額の5倍をお支払します。												
⑤通院保険金日額	2,000円	3,000円	7,000円	1,500円	2,500円	3,500円	1,000円	1,500円	2,500円	2,000円	3,000円	2,500円	6,000円
⑥賠償責任保険金額 (免責金額0円)	3,000万円												
⑦携行品損害 保険金額 (免責金額3,000円)	10万円	40万円	50万円	10万円	35万円	50万円	10万円	35万円	45万円	30万円	40万円	40万円	45万円
⑧救援者費用等 保険金額	160万円	180万円	215万円	48万円	65万円	300万円	83万円	105万円	248万円	135万円	170万円	254万円	274万円
お支払いいただく 保険料	500円	1,000円	1,500円	500円	1,000円	1,500円	500円	1,000円	1,500円	1,500円	2,000円	3,000円	4,000円

*各保険金額・日額には引受の限度額がございます。死亡・後遺障害保険金額については、被保険者(保険の対象となる方)の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。

ご契約の際のご注意

- ①保険料領収証: 保険料お支払いの際は、保険会社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。
- ②保険証券、保険契約証または被保険者証について: 代理店または保険会社にてご加入の手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が、旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または 営業店へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡りするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。
- ③補償の重複について: 賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。*補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の可否をご検討ください。*2

*1 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。この保険のご契約者(ご加入者)の皆様がご利用いただけるデイリーサポートサービスの詳細については専用チラシをご確認ください。

この保険は山交観光株を被保険者として、国内旅行者のうち国内旅行傷害保険に加入依頼の申し出が確認された方を被保険者とする国内旅行傷害保険包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として被保険者が有します。

代理店は保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、保険会社と直接契約されたものとなります。

このパンフレットは国内旅行傷害保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『国内旅行傷害保険ご契約のしおり』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または保険会社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または保険会社までお問い合わせください。ご加入者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

<代理店> **山交観光株式会社**
〒990-2492 山形市鉄砲町2-13-18
TEL: 023-641-4567 FAX: 023-641-4573

<保険会社> **東京海上日動火災保険株式会社**
山形支店 山形支社
〒990-8522 山形市 松波1-1-5 山形東京海上日動ビル2階
TEL: 023-632-5518